

# 大型車両を取り巻く課題への対応（案）

---

＜第7回 大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会＞

平成30年7月13日（金）

---

## <目次>

1. 大型車両に関する最近の動き
2. 具体的な取組内容
3. 関東地域の課題の再確認

# 1. 大型車両に関する最近の動き

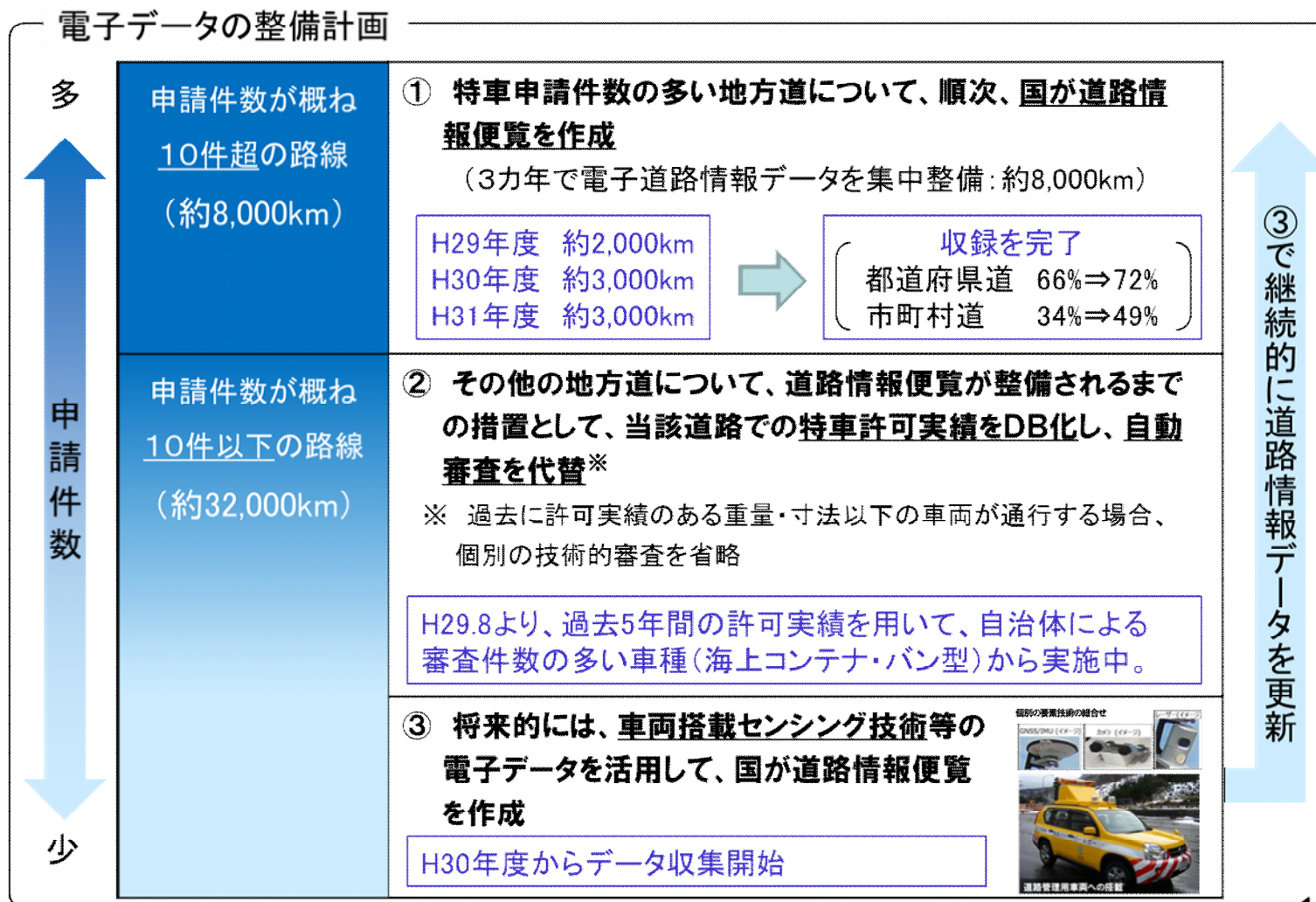
大型車両に関する全体的な課題の状況と、それに対応する取組の現状について整理した。

NO	課題	取組	時期(参考)
①	特殊車両通行許可 審査日数の長期化	①-1 自動審査システムの強化（便覧収録代行等）	H29/4～
		①-2 審査内容の簡素化	H30/1～
		①-3 許可期間の延長	H30年度予定
②	特殊車両通行許可 基準・運用の緩和	②-1 重要物流道路制度の創設	H31以降予定
		②-2 車両長の緩和（ダブル連結トラック実験）	H30年度予定
		②-3 【H30/3～】通行条件の運用改善	H30/3～
		②-4 特車ゴールド制度の運用改善	H30年度予定
③	許可経路が限定的	③-1 大型車誘導区間の拡充	H28/1～
		③-2 ETC2.0経路データの活用	H30年度導入予定
④	悪質な重量超過車両 の走行	④-1 悪質な重量制限違反者への告発	H28/2～
		④-2 大口・多頻度割引停止措置の見直し	H29/4～
		④-3 荷主勧告制度の運用改善	H29/7～
		④-4 重量物輸送に係る基準の見直し	H29/7～
		④-5 過積載車両の荷主対策（試行）	H30年度導入予定

## ① - 1 自動審査システムの強化

### (1) 電子データを活用した自動審査システムの強化

審査日数の長期化に対する取組



### ①-2 審査内容の簡素化

### ①-3 許可期間の延長

#### (2) 審査内容の簡素化・許可期間の延長

審査日数の長期化に対する取組

##### 審査内容の簡素化

○ 人手による審査作業については、自動確認までは審査内容を簡素化

申請書類	申請項目	項目数
申請書 【基本情報】	申請年月日、通行開始年月日、通行終了年月日、郵便番号、会社名、代表者名、住所、電話番号、担当者名、事業区分、 <b>申請車種</b> 、車両番号等、車名及び型式、 <b>積載貨物</b> 、軸種数、 <b>最も重い(大きい)車両の諸元</b> 、通行経路数、更新又は変更経緯	38
車両内訳書 【自動車検査証の情報】	トラクタ軸数、トレーラ軸数、車名、型式、車両番号	7
車両の諸元に関する説明書 【個々の車両自体の諸元】	申請区分(新規/更新/変更)、事業区分、対象車両、新規開発車両の基本通行条件、車両台数(トラクタ)、車両台数(トレーラ)、車両型式(トラクタ)、車両型式(トレーラ)、代表車両番号(トラクタ)、代表車両番号(トレーラ)、総重量(車両)、総重量(積載貨物)、総重量(車両+積載貨物)、連結時の車両のみの諸元、トラクタのみの車両諸元、トレーラのみの車両諸元	83
通行経路表 【通行経路情報】	<b>路線名</b> 、交差点名、 <b>通行区分(片道/往復)</b> 、 <b>出発地住所</b> 、 <b>目的地住所</b>	5

※ **赤字下線箇所**は、自動審査に最低限必要な申請項目

- 自動審査に最低限必要な申請項目については、記載内容と許可基準との整合性を確認
- その他の申請項目については、記載の有無のみを確認(H30.1から実施)

##### 許可期間の延長

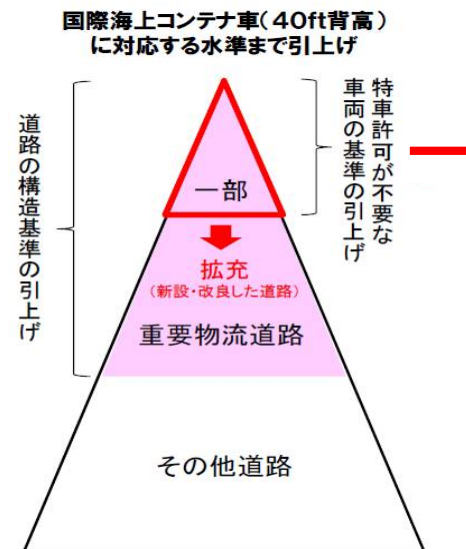
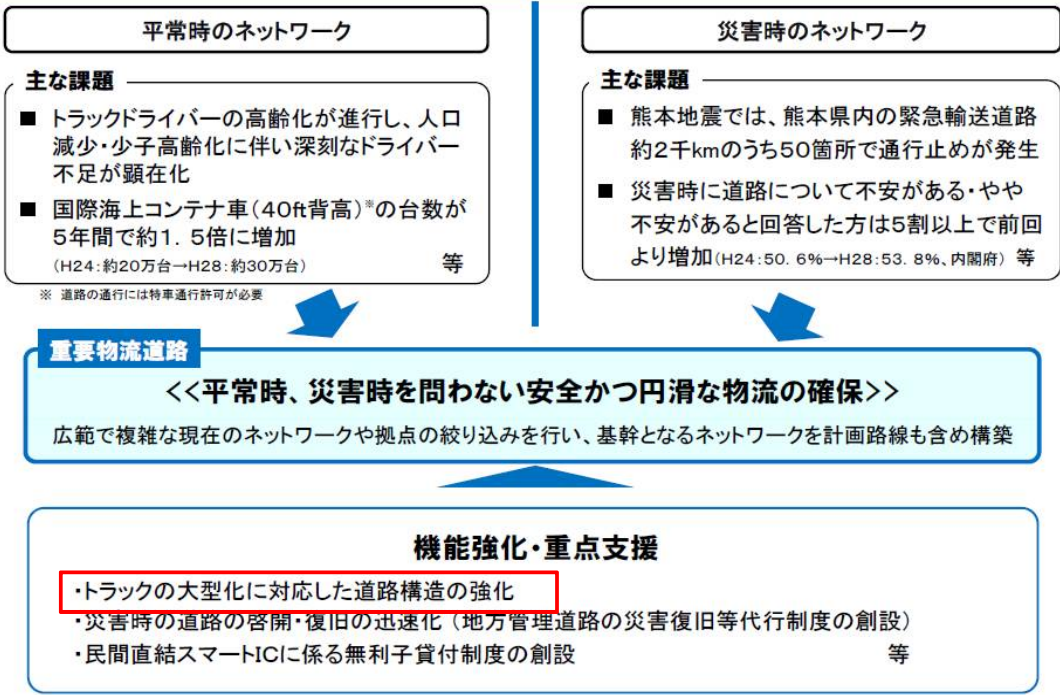
- 事業者の負担軽減とともに、審査作業の負担軽減(総量削減)を図るため、許可期間を延長。
- 当面の間、基本は3年とし、優良事業者は4年とすることを検討(H30年度内に導入予定)

⇒ 申請件数が3割程度削減される見込み

## ②-1 重要物流道路制度の創設

特車許可基準・運用改善の取組

### 重要物流道路制度の概要



- ① 国際海上コンテナ車(40ft背高)の走行が多く、構造的に支障のない区間を指定
- ② 国際海上コンテナ車(40ft背高)の①区間の走行は特車許可手続が不要に



【条件】国際海上コンテナであることを証明する書類の携行および走行経路を確認するためのETC2.0の装着・登録

### ②-2 車両長の緩和（ダブル連結トラック実験）

#### ■ H28.10～ダブル連結トラック実験開始（新東名）

##### (3) 基準の緩和(ダブル連結トラック実験:概要)

国土交通省

現状: トラック輸送は、深刻なドライバー不足が進行(約4割が50歳以上)



- 民間からの提案や将来の自動運転・隊列走行も見据え、特車許可基準を緩和し、1台で通常の大型トラック2台分の輸送が可能な「ダブル連結トラック」の導入を図り、トラック輸送の省人化を促進
- 実験状況を踏まえ、トラックの隊列走行についてインフラ面での事業環境の整備を検討



現在 通常の大型トラック



約12m

今後 ダブル連結トラック: 1台で2台分の輸送が可能



特車許可基準の車両長を緩和  
(現行の21mから最大で25mへの緩和を検討)



25mダブル連結トラック

新東名高速道路を中心とするフィールドで実験中 (H28.10～)、H30年度に本格導入予定

##### 【車両長21mの課題】

走行性の課題は確認されなかったが、SA/PAでの駐車マス不足により、一部時間帯ではダブル連結トラックの駐車が制限された。

平成29年10月～車両長25mで  
実験開始(2社3台)

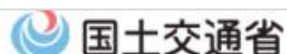
特車許可基準・運用改善の取組

## 2. 具体的な取組内容

### ② - 3 通行条件の運用改善

特車許可基準・運用改善の取組

#### ■ H30.3～CD条件箇所一覧の追加



#### 許可証への『C・D条件箇所一覧』の追加について



平成30年3月15日

平成30年3月28日（水）より、許可証関係書類に『C・D条件箇所一覧』が追加されます。『C・D条件箇所一覧』とは、通行条件が「C条件またはD条件」となる通行区間又は箇所を個別具体的に明示したものです。

また、条件書の記載内容（例：誘導車配置区間）についても、原則下記の通り『C・D条件箇所一覧』の区間又は箇所と表示されるようになります。

#### <条件書への記載例>

1. 通行経路のうち、次の区間の橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路（以下「橋梁等」という。）を通行するときは、徐行及び通行禁止とすること。  
[申請経路全路線 但し、経路に高速自動車国道が含まれる場合には高速自動車国道を除く ]  
なお、次の区間の橋梁等を通行するときは、2車線内に他の車両が同時に通行しない状態で通行すること。  
[別紙「C・D条件箇所一覧」D条件の区間又は箇所 ]
2. 屈曲部、交差点、幅員狭小又は上空障害箇所を通行するときは徐行すること。  
なお、次の区間の屈曲部、交差点、幅員狭小又は上空障害箇所については、道路中央（道路標識等による車道中央線が設けられているときはその道路中央とする。）を越えなければ通行できない場合があるので、その箇所の通行に当たって他の交通の安全を確保するための誘導措置（誘導車又は誘導員による誘導及び前方、後方の確認）をとること。  
[別紙「C・D条件箇所一覧」の区間又は箇所 ]
3. 通行経路のうち、次の区間については左側端から数えて一番目の車両通行帯（登坂車線が設けられている区間にあつては登坂車線）を通行すること。  
[申請経路全路線 ]
4. 通行経路のうち、次の区間については、許可車両の前後に誘導車を配置して通行すること。  
[別紙「C・D条件箇所一覧」の区間又は箇所 ]

※申請者の皆様におかれましては、許可証・条件書と同じく、特殊車両の走行時に『C・D条件箇所一覧』の携行をお願い致します。



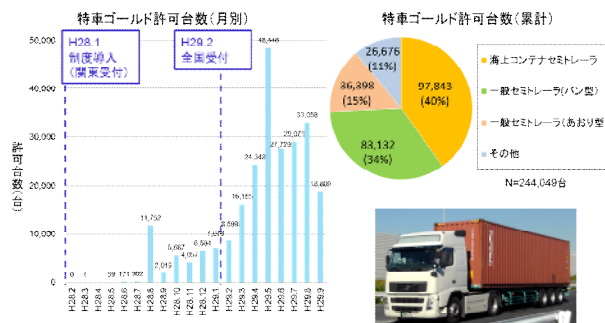
## ② - 4 特車ゴールド制度の運用改善

## ③ - 1 大型車誘導区間の拡充

### ■ H28.1～特車ゴールド制度開始

(4)許可経路の自由度の向上(特車ゴールド制度:利用状況)

- 全国受付後の許可台数は約20万台、月平均で2.5万台を超えている。
- 許可台数(累計)は、「海上コンテナセミトレーラ」と「一般セミトレーラ(バン型)」で約4分の3を占める。



海上コンテナセミトレーラの走行状況 17

- ・ 制度開始から徐々に特車ゴールド制度の利用が増加し、全国受付開始後(H29.2)の許可台数は20万台。
- ・ 一方で、大型車誘導区間以外の区間は経路選択できないため、制度のメリットを実感しにくいとの声。

特車許可基準・運用改善の取組

限定的な許可経路に対する取組

	主な課題	対応の方向性
1	包括申請※ができない。 (ETC2.0車載器ごとに特車申請する仕組みとするため)	包括申請を対象とすることを検討 (平成30年目途に実施)
2	許可書類が膨大であり、紙面での携行が不便である。 ※ 許可証に加えて、付属書類(大型車誘導区間の経路図、算定調書)の携行が必要	電子媒体での許可書類の携行を可能とすることを検討 (平成30年目途に実施)
3	ETC2.0による車両の通行経路確認について、自動でサンプル抽出できようになっていない。	ETC2.0データから自動でサンプル抽出を行い、効率的に車両の通行経路を確認する手法を検討
4	大型車誘導区間以外の区間は経路選択ができないため、制度のメリットを実感しにくい。	ラストマイルを中心に大型車誘導区間を充実することを検討

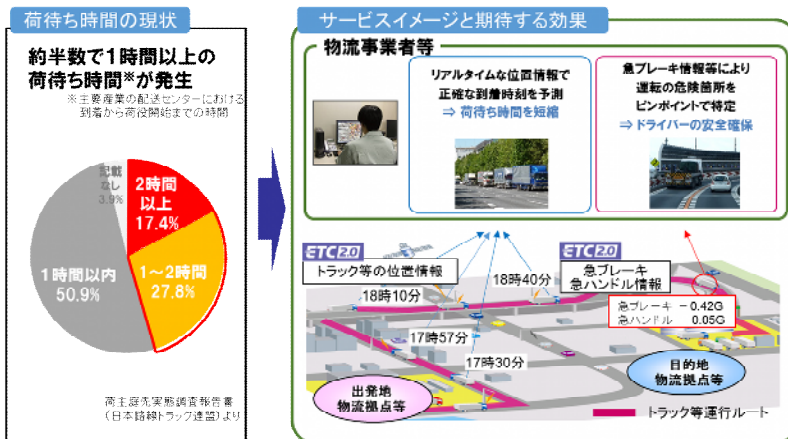
※ 1つの申請で複数のトラック・トラクタをまとめた特車通行許可申請

## ③ - 2 ETC2.0経路データの活用

### ■ H28.2～ ETC2.0車両運行管理支援サービス実験開始

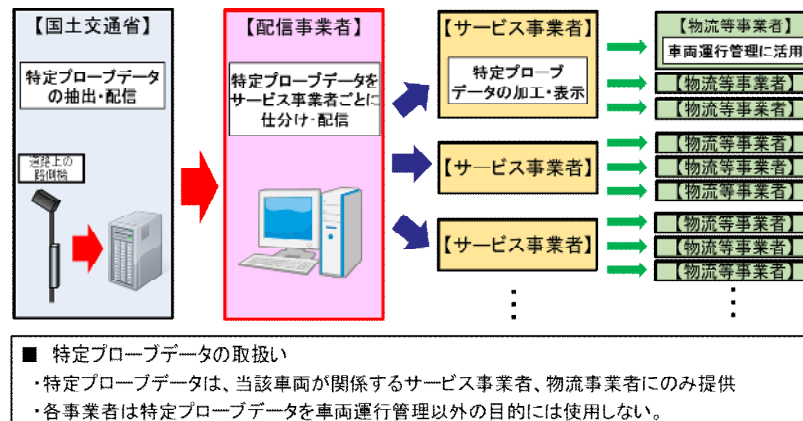
#### (4) 許可経路の自由度の向上(ETC2.0車両運行管理支援サービス)

- 運行管理の効率化やドライバーの安全確保等を目的として、ETC2.0で収集されるデータを事業者へ提供する社会実験を実施(H28.2～、物流事業者等20者・車両約1,000台が参加)
- 多くの事業者が本サービスが有益と評価し、今後も継続的に利用したいと回答



#### (4) 許可経路の自由度の向上(ETC2.0車両運行管理支援サービス)

- 社会実験を踏まえ、平成30年度からETC2.0車両運行管理支援サービスを本格導入
- 特定プローブデータをサービス事業者ごとに仕分けして配信する事業者を公募するとともに、セキュリティの観点から特定プローブデータの取扱いを定め、使用目的を限定



- 特定プローブデータの取扱い
  - ・特定プローブデータは、当該車両が関係するサービス事業者、物流事業者にのみ提供
  - ・各事業者は特定プローブデータを車両運行管理以外の目的には使用しない。

※特定プローブデータ  
事業者等の申請により、車載器のIDを用いて車両を特定して抽出したプローブデータ

限定的な許可経路に対する取組

実験結果、多くの事業者が本サービスを有益と評価  
**H30年度内～本格導入予定**

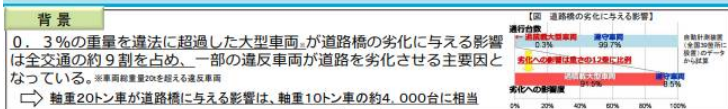
## 2. 具体的な取組内容

### ④ - 1 悪質な重量違反者の告発

悪質な重量違反車両への取組

#### ■ H27.2～ 悪質な重量制限違反者への即時告発

(参考)悪質な重量制限違反者への告発(レッドカード)について



基準の2倍以上の重量超過の悪質違反者に厳罰化⇒現地取締りで違反を確認した場合は告発(レッドカード)

##### 告発対象者の条件

○車両総重量の一般的制限値(国管理道路は最大27t)を基準とし、下記に該当する場合には、当該総重量違反の事実をもって告発(レッドカード)の対象とします。(基準については、車両制限令第3条並びに車両の通行の許可の手続き等を定める省令第1条及び第1条の2に掲げる表中のうち該当する総重量による)

◆車両総重量が「基準×2」以上の車両

なお、特車通行許可車両は、「基準×2+(許可能重量-基準)」

○無許可のセミトレーラ連結車(バン型)でのレッドカード例



※ なお、車両総重量が基準の2倍に達しない場合であっても、車両総重量違反が現認された場合には、積載物の軽減措置、通行の中止等を命ずるとともに、是正指導等が行われることがあります。また、常習的に違反が行われていることが確認された場合には、現行通達に基づいて告発の対象になることがあります。

##### 告発による罰則

○道路法102条(無許可)により、100万円以下の罰金等

基準の2倍以上の重量超過の違反  
が現地取締りで確認された場合は、  
告発(レッドカード)に。

### ④ - 2 大口・多頻度割引停止措置見直し

#### ■ H29.4～ 高速道路等における大口・多頻度割引 停止措置等の見直し

##### II. 平成29年4月からの見直しのポイント

###### ① 違反点数等の見直し

(1)【点数区分】措置命令等の発出基準に応じて違反点数区分を見直します

現行		平成29年4月1日から	
違反種別(※)	点数	違反種別(※)	点数
指導警告	—	指導警告	3点
措置命令A	3点～15点	措置命令A	5点
措置命令B又はC	5点～15点	措置命令B又はC	15点
即時告発相当	15点～30点	即時告発相当	30点

※ 『即時告発相当』とは、措置命令B又はC相当の違反のうち重量が基準の2倍以上の違反を指します。

※ 平成29年4月より『即時告発』を実施した場合は、告発の結果(起訴、不起訴)に関わらず、一部割引停止の措置を実施します。

###### ② 累積期間の見直し

(1)違反点数の累積期間を3か月(現行)から2年間(平成29年4月1日～)に拡大します

(2)違反点数の累積に応じて「割引停止措置」や「利用停止措置」を実施

現行		平成29年4月1日から	
違反点数	措置内容	累積違反点数	措置内容
30点	講習会等による指導及び警告	30点	講習会等による指導
		60点	一部割引停止(1か月)
		90点	一部割引停止(2か月)
		120点	一部利用停止(1か月)
		150点	一部利用停止(2か月)

※ 平成29年4月より即時告発を行った場合は、累積違反点数にかかわらず、「一部割引停止(1か月以上)」を適用します。

(出典) 中日本高速道路(株)HP

道路構造物へ与える影響が大きい重量超過車両の違反に対する措置をより厳しく見直し

# 2. 具体的な取組内容

## ④ - 3 荷主勧告制度の運用改善

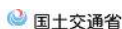
### ■ H29.7～荷主勧告制度の運用改善

#### 【課題】

- 荷主勧告や警告の判断基準が不明確であったため、荷主関与の有無について判断が困難。
- 行政処分が前提となっていたため時間を要し荷主へ早期の働きかけも困難。

悪質な重量違反車両への取組

#### 荷主勧告制度の運用の改善



※行政処分のうち重大なものとは、事業停止処分事案、過労運転防止違反の件数が多い事案、死亡事故等の社会的影響が大きい事案とする。

**荷主勧告の発効基準等を明確化  
法令違反情報を基に迅速に協力要請へ**

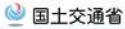
## ④ - 4 重量物輸送に係る基準の見直し

### ■ H29.7～重量物輸送に係る基準緩和の見直し

#### 【課題】

- 単体物に係る基準緩和トレーラ車両で、バラ積み輸送や特車通行許可未取得等により、重大事故を発生させる事案あり。
- 公平な競争環境が確保されず、法令を遵守する事業者に強い不満が発生。

#### 重量物輸送に係る基準緩和の見直し



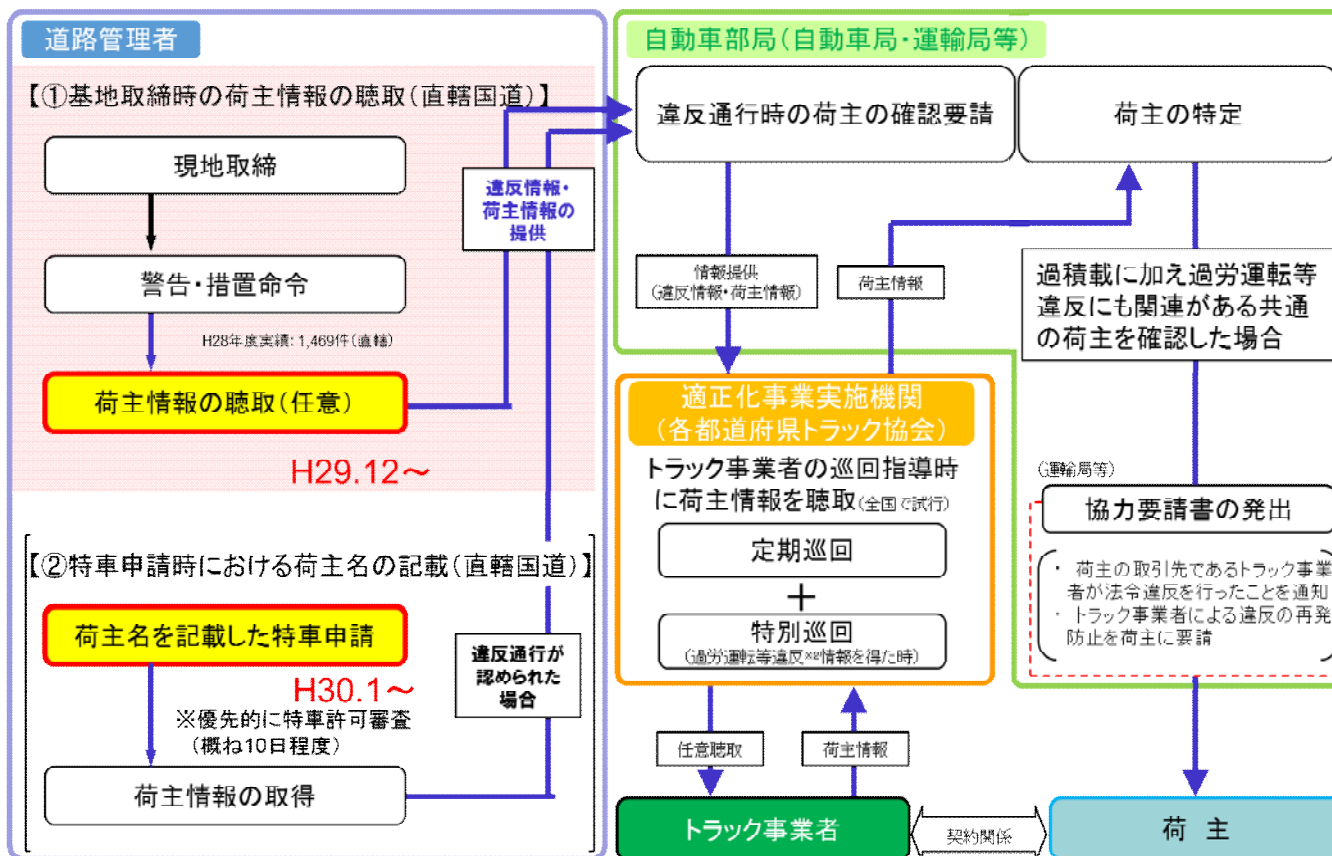
**継続緩和認定の延長  
悪質な違反行為に対する指導・処分強化**

## ④ - 5 過積載車両の荷主対策（試行）

- H29.12～基地取締時の荷主情報の聴取（直轄国道で試行）
- H30.1～特車申請時における荷主名の記載（直轄国道で試行）

### （5）過積載車両の荷主対策（概要）

悪質な重量違反車両への取組



※1 青時箇所は、今回の試行に伴い、道路管理者による情報の取得又は自動車部局による情報の活用が強化されるプロセスである。  
 ※2 乗務時間等告示違反

### ④ - 5 過積載車両の荷主対策（試行）

#### (5) 過積載車両の荷主対策(今後のスケジュール)

年度	基地取締り時の荷主情報の聴取 (直轄国道等)	特車申請時における荷主名の記載 (直轄国道)
H29年度	12月12日(火)～ ① 試行開始 ※ 全ての地方整備局等	1月16日(火)～ ① 試行開始 ※ 北海道開発局
H30年度	↓	↓
	② 結果とりまとめ・検証 <検証内容> ・ 荷主名の聴取状況 ・ 過積載の多い荷主の業種 ・ 自動車部局での荷主情報の活用状況	② 地域拡大 ※ 全ての地方整備局等
	↓	↓
	③ 本格導入	③ 結果とりまとめ・検証 <検証内容> ・ 荷主名の記載状況 ・ 荷主名を記載した事業者の過積載の有無 ・ 事業者へのインセンティブ(優先的審査)の妥当性
	↓	↓
		④ 本格導入

悪質な重量違反車両への取組

### 3. 関東地域の課題の再確認

関東地域における大型車通行の適正化に関する課題の再確認と、その対策について整理した。

対策を実施又は継続的に実施する課題			
広報 対応	取締 対応	迅速化 対応	課 題
1-①			特車制度の周知
1-②			違反の多い協会等非加盟事業者に対する広報手段
2-①			違反車両の交通安全対策
3-①	3-①		荷主対策
		4-①	特車申請の許可期間短縮

### 3. 関東地域の課題の再確認

(1) 今年度実施する特車制度周知の課題への対応（案）を以下に示す。

課 題	
広報対応	1-① 特車制度の周知



課題への対応（案）		
	対象者	取組内容
広報対応	社会一般	<ul style="list-style-type: none"> <li>ラジオ（NACK5）、ラジオクラウドCMによる広報活動、及び連絡協議会委員等が実施する既存イベントへ参画し、チラシ配布やアンケートの実施</li> <li>特車総合ツイッターでの広報実施</li> </ul>
	運送事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>連絡協議会委員（関係企業団体）が発行するメルマガ、機関誌等への定期的な寄稿</li> <li>連絡協議会ホームページへの閲覧誘導の検討</li> </ul>
	荷主	<ul style="list-style-type: none"> <li>重量違反等の多い業界に対して説明会を開催、また、荷主団体が発行するメルマガ、機関紙等への定期的な寄稿</li> </ul>



### 3. 関東地域の課題の再確認

(2) 今年度実施する非加盟事業者の課題への対応（案）を以下に示す。

課題		
広報対応	取締対応	1-② 違反の多い協会等非加盟事業者に対する広報手段



課題への対応（案）		
	対象者	取組内容
広報対応	協会等非加盟事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>ラジオCMによる広報、及び整備管理者研修資料へのチラシ掲載</li> <li>特殊車両及びクレーン車等販売ディーラーに対して車両購入者に対する特車制度の周知依頼を検討</li> <li>車両制限令違反の現地取締時に引込車両ドライバーに対してチラシを配布</li> </ul>

### 3. 関東地域の課題の再確認

(3) 今年度実施する違反車両の交通安全の課題への対応（案）を以下に示す。

課題	
広報対応	2-① 違反車両の交通安全対策



課題への対応（案）											
対象者	取組内容										
広報対応 荷主・運送事業者及び大型車ドライバー	<ul style="list-style-type: none"> <li>警察や全日本トラック協会が実施する大型車両の交通事故防止対策運動等に対して、連絡協議会委員（警察及び運送事業者関連等）による大型車両の交通安全対策の取組内容の検討</li> </ul> <div style="text-align: center;"> <p>平成29年1月～12月 事業用車両の死亡事故件数</p> <table border="1"> <caption>平成29年1月～12月 事業用車両の死亡事故件数</caption> <thead> <tr> <th>都道府県</th> <th>死亡事故件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京都</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>千葉県</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>埼玉県</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>神奈川県</td> <td>13</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p>出典：（公社）全日本トラック協会 ※）大型車の死亡事故の割合は全国の事業用車両事故件数の56.7%</p>	都道府県	死亡事故件数	東京都	12	千葉県	10	埼玉県	16	神奈川県	13
都道府県	死亡事故件数										
東京都	12										
千葉県	10										
埼玉県	16										
神奈川県	13										

### 3. 関東地域の課題の再確認

(4) 今年度実施する荷主対策の課題への対応（案）を以下に示す。

課 題			
広 報 対 応	取 締 対 応	3-①	荷主対策



課題への対応（案）		
	対象者	取組内容
広 報 対 応	荷 主	<ul style="list-style-type: none"> <li>重量違反等の多い業界に対して説明会の開催、また、荷主団体が発行するメルマガ、機関紙等への定期的な寄稿</li> </ul>
取 締 対 応	荷 主	<ul style="list-style-type: none"> <li>車両制限令違反の現地取締時にドライバーに対して荷主名聴取の協力を依頼</li> <li>特車申請時に申請書への荷主名記載の協力依頼</li> </ul>

### 3. 関東地域の課題の再確認

(4) - 1 荷主対策の事例を以下に示す。

課題への対応 (案)		
	対象者	取組内容
広報対応	荷主	特車許可重量を記載した用紙 (下図) を車両ダッシュボードに掲示 ( (一社) 埼玉県トラック協会と関東運送事業協同組合とが連携して実施)

【荷主向けチラシ】

「積める重さ」と「運べる重さ」は違います。

**通行許可における積載量**

○ ○ ○ ○ ○ kg

※梱包資材・固縛資材等がある場合、  
上記積載量を積むと車両制限令  
違反になります。

(表面)

「積める重さ」と「運べる重さ」は違います。

車検証に記載された最大積載量は、車両が安全に走行できる車両の構造上積載できる限度重量です。

通行許可重量は、道路管理者が許可した道路の構造上で運行できる重量(車両重量+積載重量+乗務員)です。許可重量を超えて運行した場合、車両制限令違反として処分されます。

ドライバーの皆様へ

- ・運行する車両の通行許可重量と寸法(長さ・幅・高さ)を確認して下さい。
- ・積載できる重量は、通行許可重量から車両重量と乗務員重量、積載物(スベアタイヤ・工具・燃料等)を差し引いた数値です。
- ・パレット・固縛資材により許可重量を超えることがあります。
- ・許可された経路以外の道路を走行しないで下さい。

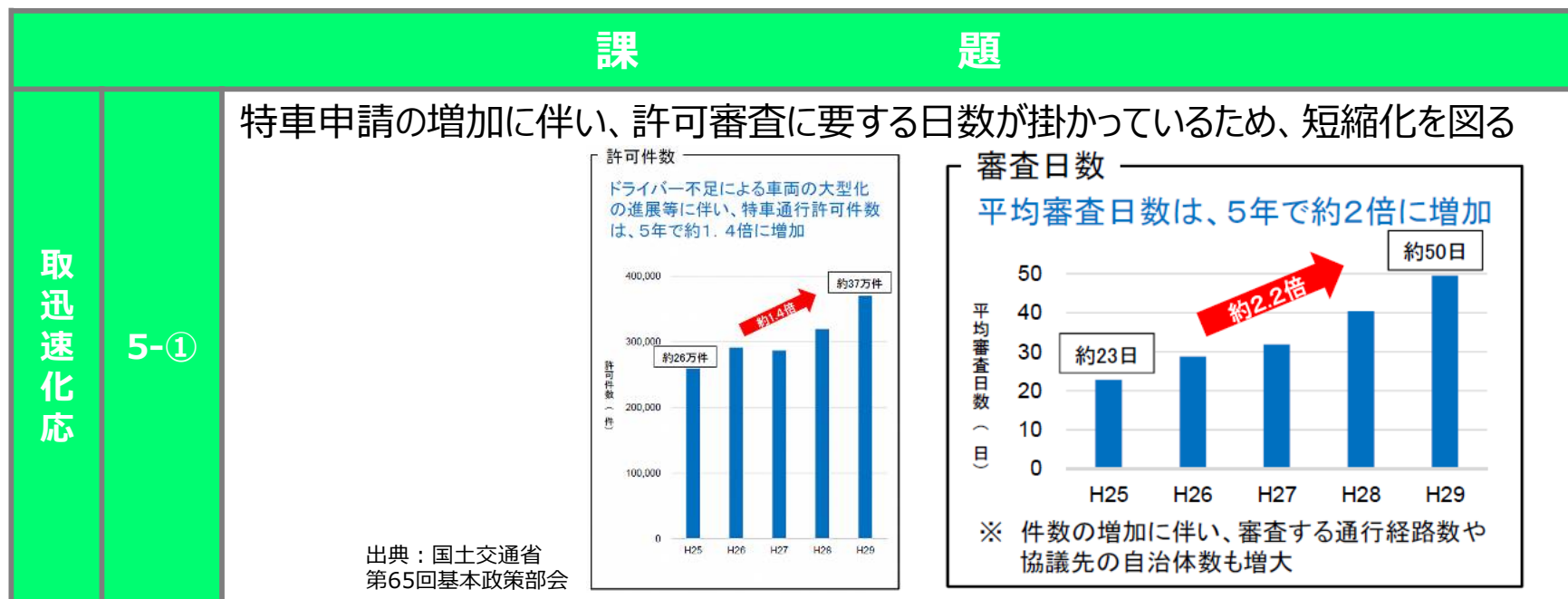
荷主の皆様へ

- ・許可重量並びに寸法を超えると重大なペナルティーが科せられますので、違反にならないよう重量(梱包資材等も含む)管理をお願いします。
- ・アオリを切る等の車両からはみ出しは、違反行為です。ただし、はみ出した寸法で許可を得ている場合を除きます。

(裏面)

### 3. 関東地域の課題の再確認

(5) 今年度実施する特車申請の許可期間短縮の課題への対応(案)を以下に示す。



課題への対応(案)		
	対象者	取組内容
迅 速 化 対 応	道路管理者 及び申請者	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成29年度に通行許可迅速化検討部会を立ち上げ、迅速化の課題に対する意見交換を実施、今年度は、申請者が申請書の不備による差し戻し及び申請書受理期間の短縮について意見交換を実施</li> </ul>
	道路管理者	<ul style="list-style-type: none"> <li>個別協議の期間短縮に向けた意見交換</li> </ul>